

第98期中間決算公告

平成20年12月26日



中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	13,119	預渡性預金	888,078
一口債権	20,000	借用金	5,150
買入金銭債	915	外国為替	15,000
商品有価証券	297	その他の負債	4
金銭の信託	1,500	未払法人税等	5,817
有価証券	240,569	リース債務	431
貸出金	687,343	その他の負債	181
外国為替	759	役員賞与引当金	5,203
その他の資産	8,113	退職給付引当金	12
有形固定資産	9,159	役員退職慰労引当金	3,345
無形固定資産	117	睡眠預金払戻損失引当金	460
繰延税金資産	6,209	偶発損失引当金	102
支払倒引当	6,131	再評価に係る繰延税金負債	24
	9,044	支払承諾	1,417
		負債の部合計	6,131
			925,545
		(純資産の部)	
		資本金	8,000
		資本剰余金	5,430
		資本準備金	5,430
		利益剰余金	45,297
		利益準備金	2,217
		その他利益剰余金	43,080
		別途積立金	38,860
		繰越利益剰余金	4,220
		自己株式	220
		株主資本合計	58,508
		その他有価証券評価差額金	536
		土地再評価差額金	1,675
		評価・換算差額等合計	1,139
		純資産の部合計	59,647
資産の部合計	985,192	負債及び純資産の部合計	985,192

中間損益計算書

〔平成20年4月 1日から  
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	11,933
資 金 運 用 収 益	9,546
(うち貸出金利息)	(6,457)
(うち有価証券利息配当金)	(3,050)
役 務 取 引 等 収 益	995
そ の 他 業 務 収 益	788
そ の 他 経 常 収 益	602
経 常 費 用	10,877
資 金 調 達 費 用	1,920
(うち預金利息)	(1,723)
役 務 取 引 等 費 用	503
そ の 他 業 務 費 用	1,435
営 業 経 費	5,791
そ の 他 経 常 費 用	1,226
経 常 利 益	1,055
特 別 利 益	336
特 別 損 失	48
税 引 前 中 間 純 利 益	1,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	532
法 人 税 等 調 整 額	591
中 間 純 利 益	1,402

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 21年～24年

その他 4年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破

綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,056百万円であります。

## (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生の翌期に期間により按分して費用処理しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末要支給見積額を計上しております。

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

## (6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。

## 6．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7．ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は100百万円、「無形固定資産」中のリース資産は73百万円、「その他負債」中のリース債務は181百万円計上しております。また、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

## 表示方法の変更

( 中間貸借対照表関係 )

「銀行法施行規則」( 昭和57年大蔵省令第10号 ) 別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」( 内閣府令第44号平成20年7月11日 ) により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

#### 注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

- 1 . 関係会社の株式総額 1 3 百万円
- 2 . 貸出金のうち、破綻先債権額は 2 , 1 4 8 百万円、延滞債権額は 1 4 , 3 4 3 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金( 貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。 ) のうち、法人税法施行令( 昭和40年政令第97号 ) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3 . 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 5 2 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 4 . 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5 , 5 1 4 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 5 . 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2 2 , 0 5 8 百万円であります。

なお、上記2 から5 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6 . 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は( 再 ) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2 6 , 4 3 2 百万円であります。

- 7 . 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 842百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,294百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,530百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8百万円及び敷金は484百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、73,487百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが72,099百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的(半年毎に)に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)を基準として時価を算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,284百万円

11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円であります。

12. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,270百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 985円87銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は13.84%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,160百万円及び株式等償却15百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 23円16銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 当中間期において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	1カ店	土地	15
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
合計				15

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす。）で、又、遊休資産については、おのこの個別に1単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮社宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

平成11年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗については再評価後の地価の下落や、割引前キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（15百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当中間会計期間における減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

（有価証券関係）

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	24,281	24,945	664
地方債	15,906	16,055	148
社債	11,986	12,102	115
その他	5,949	6,045	96
合計	58,124	59,149	1,024

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	33,626	38,168	4,542
債券	52,677	53,732	1,054
国債	30,882	31,952	1,069
地方債	4,788	4,779	8
社債	17,006	17,000	6
その他	84,793	78,287	6,505
合計	171,097	170,188	908

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期は、その他有価証券で時価のある「その他」において、外国証券1,403百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50%以上は、一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、格付等を考慮した当行所定の基準に基づき減損処理しております。

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(平成20年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場社債	10,770
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	13
その他有価証券 非上場株式	1,472

(金銭の信託関係)

## 1. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,500	1,500	-

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	6,225	百万円
退職給付引当金	1,351	
減価償却費損金算入限度超過額	529	
その他有価証券評価差額金	372	
未払事業税否認額	49	
その他	<u>1,123</u>	
繰延税金資産小計	9,651	
評価性引当額	<u>3,442</u>	
繰延税金資産合計	6,209	
繰延税金資産の純額	<u>6,209</u>	百万円

## 第 9 8 期 中間決算公告

平成20年12月26日

富山市総曲輪二丁目2番8号



**株式会社 富山第一銀行**

取締役頭取 金岡 純二

### 中間連結貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	13,151	預 金	887,835
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	5,150
買 入 金 銭 債 権	915	借 用 金	18,091
商 品 有 価 証 券	297	外 国 為 替	4
金 銭 の 信 託	1,500	そ の 他 負 債	7,227
有 価 証 券	249,768	役 員 賞 与 引 当 金	12
貸 出 金	673,943	退 職 給 付 引 当 金	3,357
外 国 為 替	759	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	460
リース債権及びリース投資資産	9,045	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	102
そ の 他 資 産	12,265	偶 発 損 失 引 当 金	24
有 形 固 定 資 産	9,313	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,417
無 形 固 定 資 産	139	支 払 承 諾	6,131
繰 延 税 金 資 産	6,177	負 債 の 部 合 計	929,815
支 払 承 諾 見 返	6,131	( 純 資 産 の 部 )	
貸 倒 引 当 金	9,475	資 本 金	8,000
		資 本 剰 余 金	5,433
		利 益 剰 余 金	45,505
		自 己 株 式	220
		株 主 資 本 合 計	58,718
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	497
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,675
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,177
		少 数 株 主 持 分	4,224
		純 資 産 の 部 合 計	64,119
資 産 の 部 合 計	993,935	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	993,935

中間連結損益計算書

平成20年4月 1日から

平成20年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		14,440
資 金 運 用 収 益	9,610	
(うち貸出金利息)	(6,388)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,184)	
役 務 取 引 等 収 益	1,000	
そ の 他 業 務 収 益	3,199	
そ の 他 経 常 収 益	630	
経 常 費 用		13,366
資 金 調 達 費 用	1,940	
(うち預金利息)	(1,723)	
役 務 取 引 等 費 用	489	
そ の 他 業 務 費 用	3,647	
営 業 経 費	5,933	
そ の 他 経 常 費 用	1,355	
経 常 利 益		1,073
特 別 利 益		337
固 定 資 産 処 分 益	216	
償 却 債 権 取 立 益	121	
特 別 損 失		38
固 定 資 産 処 分 損	22	
減 損 損 失	15	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		1,373
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		621
法 人 税 等 調 整 額		664
少 数 株 主 利 益		0
中 間 純 利 益		1,415

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5 社

会社名

富山ファースト・ビジネス（株）

富山ファースト・リース（株）

富山ファースト・ディーシー（株）

富山ファースト機販（株）

（株）富山ファイナンス

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### 2．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 1 社

9 月末日 4 社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 会計処理基準に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物      21年～24年

その他      4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

リース資産

該当ありません。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,056百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、発生翌期に期間により按分して費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を偶発損失引当金として計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）が平成20年4月1日以後開始される連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース投資資産に計上する方法によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、リース債権及びリース投資資産が9,045百万円計上されております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,158百万円、延滞債権額は14,434百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は62百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,823百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,478百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26,432百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

1,636百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,294百万円
借入金	700百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,530百万円を差し入れております。

- また、その他資産のうち保証金は11百万円及び敷金は496百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は75,244百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが72,186百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 8,521百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,270百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 989円98銭

13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規程する連結自己資本比率（国内基準）は14.33%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却22百万円、貸倒引当金繰入額1,262百万円及び株式等償却15百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 23円39銭  
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 当中間連結会計期間において以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失(百万円)
富山県内	営業用店舗	1カ店	土地	15
	遊休資産	-	-	-
富山県外	営業用店舗	-	-	-
	遊休資産	-	-	-
合計				15

当行は、営業用店舗については最小区分である営業店単位（ただし、同一建物内で複合店舗が営業している場合は、一体とみなす）で、又、遊休資産については、おのおの個別に1単位としてグルーピングを行っております。本部、研修所、寮社宅（個別店に限定出来るものは個別店に含める）、厚生施設等については共用資産としております。

平成11年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗については再評価後の地価の下落や、割引前キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（15百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当中間連結会計期間における減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、原則として不動産鑑定評価に基づき、重要性が乏しい不動産については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	直前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	60,809			60,809	

合計	60,809			60,809	
自己株式					
普通株式	289	28	10	307	注
合計	289	28	10	307	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	226百万円	3.75円	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成20年11月13日 取締役会	普通株式	226百万円	利益 剰余金	3.75円	平成20年9月30日	平成20年12月8日

### (有価証券関係)

#### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	24,281	24,945	664
地方債	15,906	16,055	148
社債	16,261	16,408	147
その他	7,540	7,601	61
合計	63,989	65,011	1,022

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

#### 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	33,801	39,594	5,792
債券	52,933	54,001	1,067
国債	30,882	31,952	1,069
地方債	4,788	4,779	8
社債	17,263	17,269	6
その他	86,584	79,898	6,685
合計	173,319	173,495	175

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が

取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,606百万円（うち社債100百万円、その他証券1,506百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末日における時価の簿価に対する下落率が30%以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50%以上は、一律減損処理しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、格付等を考慮した当行所定の基準に基づき減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額  
（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場社債	10,770
その他有価証券 非上場株式	1,512

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（平成20年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	1,500	1,500	-

（注）中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。